

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱（案）

（趣旨）

第一条 この要綱は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号。以下「条例」という。）及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和五年千葉県規則第七十一号。以下「規則」という。）と相まって、保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱において用いる用語の意義は、条例及び規則の例による。

（申請者の責務）

第三条 条例第八条第一項の規定による許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、条例その他関係法令等で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、特定再生資源屋外保管業に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用に関する計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

4 申請者は、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たっては、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

（事前協議）

第四条 申請者は、条例第八条第一項の規定による許可の申請をするに当たって、あらかじめ、特定再生資源屋外保管業事前協議書（別記第一号様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に係る協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

2 申請者は、前項の事前協議書には、次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 六 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
 - ヘ その他知事が定める事項
- 七 その他知事が必要と認める書類等

（関係市町村長に対する意見聴取）

第五条 知事は、前条第一項の規定による事前協議書の提出を受けたときは、当該事前協議書の写しを関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。

- 一 関係市町村が定めた土地利用に関する計画及び環境保全に関する計画への適合状況
 - 二 関係市町村の所管事務に係る事項
- 2 関係市町村長は、前項の規定により意見を述べるに当たり、申請者に対し、必要な説明を求めることができる。

（現地調査）

第六条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議書の提出を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（協議会の設置）

第七条 県に、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置について適正な指導を期するため、千葉県特定再生資源屋外保管業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第八条 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課長（以下「ヤード・残土対策課長」という。）は、第四条第一項の規定により提出された事前協議書を協議会の審査に付するものとする。

2 ヤード・残土対策課長は、前項の規定により事前協議書を協議会の審査に付するときは、第五条第一項の規定により聴取した関係市町村長の意見をあわせて協議会に提出するものとする。

3 ヤード・残土対策課長は、協議会の審査のため必要と認める場合には、申請者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審査指示)

第九条 知事は、協議会の審査結果に基づき、申請者に対し、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置に当たって留意すべき事項又は変更すべき事項の指示（以下「審査指示」）をするものとする。

2 知事は、前項の規定による審査指示をするに当たり、県民の生活の安全又は生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第十条 申請者は、前条第一項の規定による審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示の調整の報告等)

第十一条 申請者は、前条の規定による調整が終了したときは、調整結果について記載した報告書（別記第二号様式。以下「審査指示調整報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による審査指示調整報告書の提出を受けたときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。

3 知事は、前項の規定による確認の結果、前条の規定による調整が終了していないと認められる場合には、申請者に対し、関係機関との再調整を行うよう指示するものとする。

4 前条並びに第一項及び第二項の規定は、前項の規定による再調整に準用する。

(住民への周知)

第十二条 申請者は、条例第七条並びに規則第三条及び第四条の規定により、特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、特定再生資源屋外保管業の内容を周知するものとする。

- 2 住民への周知は、特段の事情がある場合を除き、規則第三条第一号に規定する特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会（以下「説明会」という。）を開催することにより行うものとする。

（説明会の開催）

第十三条 説明会を開催する日時、場所等は、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により説明会を開催する日時、場所等を定めるに当たって、県又は県が指定する者に対し、意見を聴くことができる。
- 3 申請者は、説明会を開催するに当たっては、説明会を開催する日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に周知するものとする。

（その他の措置）

第十四条 申請者は、その責めに帰することのできない事由として次の各号に掲げる事由により説明会を開催することができない場合は、規則第三条第二号又は第三号に規定する方法により、住民への周知を行うものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
 - 二 申請者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。
- 2 前項の場合において、申請者は、説明会を開催することができない事由を記録した書面を作成し、次条第一項の報告書に添付するものとする。

（住民への周知の実施の報告等）

第十五条 申請者は、住民への周知を実施したときは、実施結果について記載した報告書（第三号様式。以下「住民周知実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による住民周知実施報告書の提出を受けたときは、条例第七条の規定の趣旨に照らして、その内容を確認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認の結果、住民への周知が十分に実施されていないと認められる場合には、申請者に対し、住民への周知を再実施するよう指示するものとする。
- 4 第十二条から前条まで並びに第一項及び第二項の規定は、前項の規定による再実施に準用する。

（事前協議の終了通知）

第十六条 知事は、第十一条第一項の規定による審査指示調整報告書及び前条第一項の規定による住民周知実施報告書の提出によって、この要綱に基づく事前協議

の手續が完了したと認められる場合には、申請者に対し、事前協議が終了した旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による通知をしたときは、第五条第一項の規定により意見を聴いた関係市町村長に対し、当該通知の写しを送付するものとする。

(事前協議の変更)

第十七条 申請者は、第四条第一項の規定により知事に提出した事前協議書の記載事項に変更があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事は、必要に応じ、申請者に対し、変更に係る事項を記載した事前協議書の再提出を指示するものとする。

(事前協議の取下げ)

第十八条 申請者は、第四条第一項の規定による事前協議を取り下げる場合には、事前協議取下書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(報告の求め)

第十九条 知事は、申請者に対し、必要に応じ、第十条の規定による調整及び第十二条第一項の規定による住民への周知の実施の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の中断)

第二十条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議に関連する事項に関し、申請者が条例その他関係法令等に基づく是正又は改善を求める勧告、命令等を現に受けている場合においては、当該是正又は改善が行われるまでの間、この要綱に基づく手續を中断することができる。

(台帳の整備)

第二十一条 知事は、第四条第一項の規定による事前協議について、その内容を記載した台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第二十二条 この要綱に基づき知事に提出する書類等の提出先は、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課とする。

(提出書類の部数)

第二十三条 この要綱に基づき知事に提出する書類等の提出部数は、次項に規定する場合を除き、知事の指示する部数とする。

- 2 次の各号に掲げる書類の提出部数は、一部とする。

- 一 第十一条第一項の規定による審査指示調整報告書
- 二 第十五条第一項の規定による住民周知実施報告書
- 三 第十八条の規定による事前協議取下書

事前協議指導要綱
第一号様式（第四条第一項）

特定再生資源屋外保管業事前協議書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の規定により許可の申請をしようとする特定再生資源屋外保管業に関し、千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第4条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の事業計画の策定及び特定再生資源屋外保管事業場の設置について、協議します。

（関係書類等）

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 六 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
 - ヘ その他知事が定める事項
- 七 その他知事が必要と認める書類等

別紙（事前協議指導要綱第一号様式）

1	特定再生資源屋外保管事業場の所在地に係る都市計画法に基づく用途地域	
2	特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積 うち開発をする（した）面積 うち転用しようとする農地の面積	
3	建築物の概要 （当該建築物の都市計画法上の取扱い）	
4	特定再生資源屋外保管事業場内の樹木の有無、樹木の種類及び伐採の有無	
5	地域森林計画との関係	
6	危険物等に関する事項	①貯蔵する危険物・指定可燃物の種類及び量並びに保管容器の種類及び量 ②取り扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量 ③高圧ガスの取扱方法
7	掘削土砂の量及びその処分方法	
8	土地改良事業の実施の有無	
9	排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	
10	特定再生資源屋外保管事業場で使用する水の水源	
11	事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	
12	特定再生資源屋外保管事業場内の赤道・青道の有無及び取扱方法	
13	特定再生資源屋外保管事業場に隣接した国道、県道、市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	
14	埋蔵文化財の有無に係る照会文書の提出及び確認の有無	
15	別の場所に設置を計画している特定再生資源屋外保管事業場の有無	

注 排水及び雨水を場外に放流する場合にあつては、25000分の1の地図に特定再生資源屋外保管事業場の位置及び公共用水域までの排水経路を記載した図面を添付すること。

事前協議指導要綱
第二号様式（第十一条第一項）

審査指示調整報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第9条第1項の規定による下記の事前協議に係る審査指示について、同要綱第10条の規定による関係機関との調整が終了したので、同要綱第11条第1項の規定により、別紙のとおり調整結果を報告します。

記

事前協議書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
審査指示年月日	年 月 日		

別紙（事前協議指導要綱第二号様式）

1	審査指示	関係機関
	調整結果	
2	審査指示	関係機関
	調整結果	
3	審査指示	関係機関
	調整結果	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

事前協議指導要綱
 第三号様式（第十五条第一項）

住民周知実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第7条の規定により住民への周知を実施したので、千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第15条第1項の規定により、次のとおり実施結果を報告します。

説明会の開催日時	年 月 日 時から 時まで
説明会の開催場所	
説明会の開催状況	説明の概要 出席の状況 質疑応答の内容
説明会を開催する日時、場所等の周知の方法	

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、別に記載した書面を作成し、別紙として添付すること。
- 2 説明会で配布した資料等を添付すること。
- 3 その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができなかった場合は、その事由を記録した書面を添付し、別紙により実施した住民への周知の詳細を報告すること。

事前協議指導要綱
第四号様式（第十八条）

事前協議取下書

年 月 日

千葉県知事 様

取下者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の許可申請に係る事前協議に関する指導要綱第18条の規定により、事前協議を取り下げます。

事前協議書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
取下げ理由			